

日本生命グループの「はなさく生命」が  
確かな安心をお届けします



# はなさくがん保険

がん保険（無解約払戻金型）

## 「はなさく生命」は日本生命グループの生命保険会社です

はなさく生命は、日本生命保険相互会社の100%出資子会社として2019年4月に営業を開始した新しい生命保険会社です。



「はなさく生命」という社名には、「お客様にとって価値ある商品・サービスの新しい種をまき、育むことを通じて、お客様一人ひとりの人生に花を咲かせていきたい」という想いを込めております。

### ● 会社概要 (2026年2月1日時点)

会社名	はなさく生命保険株式会社 (HANASAKU LIFE INSURANCE Co., Ltd.)
営業開始日	2019年4月1日
株主構成	日本生命保険相互会社 100%

### お問合せ先

#### ● はなさく生命お客様コンタクトセンター

はなさく いーな  
**0120-8739-17**  
(通話料無料)

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(祝日、12/31～1/3を除く)

※プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。  
※お電話をいただく際には、証券番号をお知らせください。  
※はなさく生命お客様コンタクトセンターへのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音することがありますので、あらかじめご了承ください。

#### ● はなさく生命ホームページ

<https://www.life8739.co.jp/>

はなさく生命

検索



※はなさく生命ホームページではご契約内容のご確認や、住所・電話番号の変更等の各種お手続きができます。

### 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(募集代理店を含みます。)は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。(当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。)したがって、保険契約は、お客様からの保険契約の申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

[募集代理店]

[引受保険会社]



#### はなさく生命保険株式会社

〈お客様コンタクトセンター〉 0120-8739-17  
〈ホームページ〉 <https://www.life8739.co.jp/>

募HS-25-276-300(2026.2)-11056

高額になり得る  
自由診療等に備えられる  
「がん特定自費診療特約」  
**新登場!**



さっくん



はんな



# 「はなさくがん保険」は、まとまった一時金と月ごとの給付金で、がんのリスクに備えられる保険です!



## <がんに関する気になるデータ>

**がんの罹患数は増加傾向です。**

がんの罹患数(全部位) 出典①

【がん(上皮内がんを含む)】 【上皮内がん】

※'05, '10は推計値

**がんは再発することもあります。**

がんの再発率 出典②

**がんに関与した方の多くは3大治療を受けられます。自由診療を受けた場合は費用が高額になることがあります。**

がんの進行度(ステージ)と治療方法のイメージ

0期(ステージ0)	I期(ステージI)	II期(ステージII)	III期(ステージIII)	IV期(ステージIV)
手術療法	手術療法	手術療法	手術療法	手術療法
	放射線療法	放射線療法	放射線療法	放射線療法
		化学(薬物)療法*	化学(薬物)療法*	化学(薬物)療法*

がんの3大治療

\*抗がん剤・ホルモン剤治療  
[監修] 江戸川病院 腫瘍血液内科 医師 西川 慶

がんに関与した方が受けた治療方法の割合 (複数回答) 出典③

手術	放射線治療	化学(薬物)療法*
約84.4%	約32.1%	約58.6%

\*抗がん剤・ホルモン剤治療

上記のうち、がんの自由診療を受けた方の割合 出典④

約9.2% 約11人に1の方ががんの自由診療を受療

※遺伝子パネル検査等の治療以外の検査やサプリメント療法・複合ハーブ療法等の代替医療等を除いて計算

**自己負担が高額になる未承認薬の例(2025年11月現在)** 出典④

薬剤名	がんの種類	1カ月(1サイクル28日)あたりの薬剤費
プレクスカプタジェン アウトルーセル	血液	約7,761万円
マイトマイシン	泌尿器	約1,645万円

※未承認薬を使用する場合、医療費は全額自己負担となります。

**がんは早期発見・早期治療が重要です。**

乳がん・子宮頸がんステージ別5年生存率 出典⑤

## 「はなさくがん保険」のポイント

**初めてがんと診断確定されたときや、がんによる入院または所定の通院をされたときに一時金を受取れます!**

- ・所定の手術のための通院
- ・所定の放射線治療のための通院
- ・所定の抗がん剤治療のための通院 (ホルモン剤治療のための通院は含みません)

※お手頃プラン(保険契約の型: I型)・標準プラン(保険契約の型: II型)の場合、がん一時給付金の受取りは1回限りとなります。

がんの治療費や当面の生活費等使い道は自由!

**がんによる入院または所定の通院をされた月ごとに給付金を受取れます!**

- ・所定の手術のための通院
- ・所定の放射線治療のための通院
- ・所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療のための通院

入院に加え通院による治療にも対応!

**初めてがんと診断確定されたときに以後の保険料の払込みを免除します!**

保険料負担の心配なく治療への専念が可能!

さらに **標準プラン** **保障充実プラン** は、以下の特約について付加する・付加しないをお選びいただけます!

**女性特有のがんに対する一時金の保障に加え、定期的な乳がん・子宮頸がん検診受診による早期発見をサポートします!**

定期的な検診受診もサポート!

**がんを原因として、所定の先進医療による療養を受けられたときの技術料を通算2,000万円まで保障します!**

高額になり得るがんの先進医療の費用をサポート!

**がんを原因として、所定の自由診療・評価療養(先進医療を除く)による療養や所定の患者申出療養による療養を受けられたときに給付金を受取れます!**

高額になり得るがんの自由診療等の費用をサポート!

[出典] ①国立がん研究センターがん情報サービス「『がん統計』(全国がん罹患モニタリング集計(MCIJ))」「『がん統計』(全国がん登録)」より当社にて算出  
②(株)新日本保険新聞社「2025年3月版こんなにかかる医療費」 ③当社調べ「2025年度がんに関するインターネットアンケート調査」をもとに算出 ④国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト」(2025/3/31時点のデータ) ⑤国立がん研究センター「院内がん登録 2014-2015年5年生存率集計」

! がんによる給付金のお支払いや保険料の払込みの免除は、責任開始日から90日経過後にがん(女性特定がん診断一時給付金の場合は女性特定がん)と診断確定された場合に限りです。(責任開始前にかんがんと診断確定されていないことを要します。)

# 「はなさくがん保険」のプラン例

給付金の支払事由やお支払いできない場合、特約の更新等の詳細については、当冊子の「検討に際しご留意いただきたい点」および「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご確認ください。



●がん保険(無解約払戻金型)

		支払事由の概要		お手頃プラン (保険契約の型: I 型)	標準プラン (保険契約の型: II 型)	保障充実プラン (保険契約の型: III 型)	保険期間	詳細
主契約	診断等 がん一時給付金	【初回】 ● 初めてがんと診断確定されたとき	上皮内がんも同額保障 何度でもお支払い!	100万円	100万円	100万円	終身	P5
	治療 がん治療給付金	【2回目以後】 ● がんによる入院または所定の通院をされたとき ・所定の手術のための通院 ・所定の放射線治療のための通院 ・所定の抗がん剤治療のための通院 (ホルモン剤治療のための通院は含みません) ※ 2回目以後のがん一時給付金は、直前の支払事由から当日の1年後の応当日以後に支払事由に該当した場合にお支払いの対象となります。		—	—	1回につき 100万円 支払回数無制限 (1年に1回)		
	がんによる保険料の払込みの免除	● 初めてがんと診断確定されたとき		—	がん一時給付金が支払われ、ご契約が消滅します	10万円 支払回数無制限 (同一月に1回)	10万円 支払回数無制限 (同一月に1回)	終身

保障をさらに充実! 標準プラン 保障充実プラン は、以下の特約について付加する・付加しないをお選びいただけます!

女性限定 女性がんサポーター早期発見	女性特有のがんと診断 女性特定がん診断一時給付金	● 初めて女性特有のがんと診断確定されたとき ・乳がん ・子宮がん(子宮体がん、子宮頸がん等) ・外陰(部)のがん ・卵巣がん ・卵管がん ・膣がん ・胎盤のがん	上皮内がんも同額保障	—	50万円	80歳まで	P7
	がん検診 女性がん検診支援給付金	● 2年ごとの検診対象期間*1中に、乳がん検診または子宮頸がん検診を受診され、その結果に異常指摘がなく、かつ、その検診対象期間満了日の翌日*2に生存されているとき		—	1回につき 1万円 2年ごとの検診対象期間*1につき1回		
医が療ん特約	がん先進医療 がん先進医療給付金	● がんを原因として、所定の先進医療による療養を受けられたとき	上皮内がんも同額保障	—	がん先進医療にかかる技術料と同額 通算2,000万円	終身	P9
NEW 自費がん診療特約	がん自由診療・がん評価療養 (先進医療を除く) がん自由診療等給付金	● がんを原因として、所定の自由診療・評価療養(先進医療を除く)による療養を受けられたとき		—	がん自由診療による療養に伴う費用、がん評価療養にかかる技術料と同額 通算1億円*3	5年 (90歳まで更新)	P9
	がん患者申出療養 がん患者申出療養給付金	● がんを原因として、所定の患者申出療養による療養を受けられたとき		—	がん患者申出療養にかかる技術料と同額 通算2,000万円*3		

【全プラン共通】 被保険者が所定の高度障害状態または不慮の事故による所定の身体障害状態になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。(原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限りです。)

- \* 1 最終の検診対象期間満了日は、この特約の保険期間満了日とします。このため、契約年齢によっては、最終の検診対象期間が1年となる場合があります。
- \* 2 最終の検診対象期間の場合、最終の検診対象期間満了時(この特約の保険期間満了時)となります。
- \* 3 支払限度額は、この特約の保険期間(5年\*)で通算します。特約が更新された場合、更新前後では通算せず、次の保険期間で新たに通算します。
- \* 4 更新後は5年未満となる場合があります。

⚠ がんによる給付金のお支払いや保険料の払込みの免除は、責任開始日から90日経過後にがん(女性特定がん診断一時給付金の場合は女性特定がん)と診断確定された場合に限りです。(責任開始時前にかんがんと診断確定されていないことを要します。)

【保険料例】 上記プラン例(主契約のみ)の場合 ■ 保険期間:終身 ■ 保険料払込期間:終身 ■ 月払保険料(円)

契約年齢	お手頃プラン		標準プラン		保障充実プラン	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳	860	980	1,640	1,860	2,490	3,070
30歳	1,150	1,380	2,210	2,660	3,510	4,430
40歳	1,650	1,740	3,210	3,390	5,200	5,830
50歳	2,550	1,980	4,890	4,030	8,040	6,710
60歳	3,850	2,440	8,110	5,180	13,200	8,450

● 2026年2月現在の保険料を記載しています。 ● 上記の契約年齢以外の保険料については、15ページをご確認ください。

給付金の支払事由やお支払いできない場合等の詳細については、当冊子の「検討に際しご留意いただきたい点」および「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご確認ください。



保障範囲は、3つのプラン(保険契約の型)から選択できます。「○」が記載されている給付金等について、保障の対象となります。

			お手頃プラン (保険契約の型:I型)	標準プラン (保険契約の型:II型)	保障充実プラン (保険契約の型:III型)
診断等	がん一時給付金	初回	○	○	○
		2回目以後	—	—	○
治療	がん治療給付金		—	○	○
がんによる保険料の払込みの免除	保険料の払込みの免除		*1	○	○

\*1 お手頃プラン(保険契約の型:I型)の場合は、初めてがんと診断確定されたときにがん一時給付金が支払われ、ご契約が消滅します。  
【全プラン共通】 被保険者が所定の高度障害状態または不慮の事故による所定の身体障害状態になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。(原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限りです。)

### 診断等

初めてがんと診断確定されたときや、**がんによる入院**または**所定の通院**★をされたときに一時金を受取れます

**上皮内がんも同額保障**

**何度でも保障**  
(「保障充実プラン(保険契約の型:III型)」の場合/1年に1回を限度)

【初回】初めてがんと診断確定されたとき  
【2回目以後】がんによる入院または所定の通院をされたとき

お受取額例	がん一時給付金額*2 100万円の場合	1回につき <b>100万円</b>	[がん一時給付金額]
支払限度	保険契約の型 I型・II型の場合	<b>1回</b>	保険契約の型 III型の場合 <b>支払回数無制限</b> (1年に1回)

\*2 がん一時給付金額の範囲:50万円~200万円(60~85歳は30万円~200万円)

### 治療

がんによる入院または**所定の通院**★をされた月ごとに受取れます

**上皮内がんも同額保障**

**入院も通院も保障**

**再発防止を目的とした  
抗がん剤・ホルモン剤治療も保障**

お受取額例	がん治療給付金額*3 10万円の場合	月額 <b>10万円</b>	[1か月につき がん治療給付金額]
支払限度	<b>支払回数無制限</b> (同一月に1回)		

\*3 がん治療給付金額の範囲:5万円~20万円(60~85歳は3万円~20万円)

### がんによる保険料の払込みの免除

初めて**がんと診断確定**されたときに以後の保険料の払込みを免除します

**上皮内がんも対象**

**保険料の負担なく、保障はそのまま継続**

### 支払事由・保険料払込免除事由の概要

	初回	支払事由・保険料払込免除事由の概要
がん一時給付金	初回	責任開始時以後に <b>初めてがんと診断確定</b> されたとき
	2回目以後 (直前の支払事由 該当日の1年後の 応当日以後)	責任開始時以後に診断確定されたがんの治療のため、 <b>1日以上入院</b> または次のいずれかの <b>通院</b> をされたとき ★ 所定の <b>手術</b> のための通院 ★ 所定の <b>放射線治療</b> のための通院 ★ 所定の <b>抗がん剤治療</b> のための通院*4 (ホルモン剤治療のための通院は含みません)
がん治療給付金		責任開始時以後に診断確定されたがんの治療のため、 <b>1日以上入院</b> または次のいずれかの <b>通院</b> をされたとき ★ 所定の <b>手術</b> のための通院 ★ 所定の <b>放射線治療</b> のための通院 ★ 所定の <b>抗がん剤治療・ホルモン剤治療</b> のための通院*5
がんによる保険料の払込みの免除		責任開始時以後に <b>初めてがんと診断確定</b> されたとき

⚠ がんによる給付金のお支払いや保険料の払込みの免除は、責任開始日から90日経過後にがんと診断確定された場合に限りです。(責任開始時前にがんと診断確定されていないことを要します。)

\*4 公的医療保険制度にもとづく医科(歯科)診療報酬点数表によって所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される通院をされた場合が対象となります。  
\*5 公的医療保険制度にもとづく医科(歯科)診療報酬点数表によって所定の抗がん剤・ホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される通院をされた場合が対象となります。

### がん治療給付金のお受取事例(イメージ図)

がん治療給付金は、入院・通院の回数にかかわらず、がんによる入院または所定の通院をされたときに、同一月に1回を限度に受取れます。

例 がんが約1カ月間入院。退院後、継続して抗がん剤治療のための通院をした場合。

4月	5月	6月	7月
給付金受取 ○	給付金受取 ○	給付金受取 ○	給付金受取 ○
入院*6 (4月5日~5月15日)	対象外 × 通院(抗がん剤治療)	対象外 × 通院(抗がん剤治療)	対象外 × 通院(抗がん剤治療)
入院開始	退院		

\*6 月をまたいで入院をされている場合はそれぞれの月ごとにお支払いの対象となります。

⚠ 通院により抗がん剤・ホルモン剤の処方を複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかわらず、その処方せん料の算定対象となる処方せんが発行された日を、がん治療給付金の支払事由に該当する通院をされた日とします。

### 上皮内がんとは

がん細胞が上皮内にとどまっており、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます。  
※部位によって上皮内がんの定義は異なります

がん

上皮内がん

がん検診・健診・人間ドックでがんが発見された人のうち、**上皮内がん**が発見された人の割合

**大腸 33.9%**  
(結腸・直腸)

**子宮頸部 84.6%**

[出典]厚生労働省「令和3年 全国がん登録罹患数・率報告」より当社にて算出

がん保険  
女性がん早期発見  
サポート特約  
がん先進医療特約  
がん特定自費診療特約  
Q&A  
保険料例  
1回払い  
サービス

女性特有のがんと診断

女性特定がん診断一時給付金

初めて**女性特有のがんと診断確定**されたときに一時金を受取れます

**女性特有のがんを保障**      **上皮内がんも同額保障**

お受取額 **50万円** [ 給付金額\*1 ]      支払限度 **1回**

\*1 給付金額: 50万円のみ設定可能

⚠️ 責任開始日から90日経過後に女性特定がんと診断確定された場合に限り。 (責任開始時前のがんと診断確定されていないことを要します。)

- 女性特有のがん (上皮内がんを含む)
- 乳がん
  - 子宮がん(子宮体がん、子宮頸がん等)
  - 外陰(部)のがん
  - 卵巣がん
  - 卵管がん
  - 膣がん
  - 胎盤のがん

2年ごとの検診対象期間\*2中に、**乳がん検診または子宮頸がん検診を受診**され、その結果に**異常指摘がなく**★、かつ、その**検診対象期間満了日の翌日**\*3に生存されているときに受取れます(受取人:契約者)

**2年に1回の給付金で定期的な検診をサポート**      **乳がん・子宮頸がんの早期発見をサポート**

お受取額 1回につき **1万円**\*4      支払限度 **2年ごとの検診対象期間\*2につき1回**

\*2 最終の検診対象期間満了日は、この特約の保険期間満了日とします。このため、契約年齢によっては、最終の検診対象期間が1年となる場合があります。  
\*3 最終の検診対象期間の場合、最終の検診対象期間満了時(この特約の保険期間満了時)となります。  
\*4 1万円のみ設定可能

がん検診

女性がん検診支援給付金

★ 「異常指摘がない」とは

検査結果について医師により次のいずれかと判定された場合をいいます。

- ① 異常なし
- ② 要経過観察
- ③ 6カ月より先の再検査・精密検査
- ④ がんの疑いなし
- ⑤ 異常指摘があったものの再検査・精密検査の結果①~④に該当した場合\*5

■ 具体例

該当する例	該当しない例
● 乳がん検診の結果、「要再検査(1年後)」と判定された <b>③に該当</b>	● 乳がん検診の結果、「要再検査(6カ月後)」と判定された
● 乳がん検診の結果、「要精密検査」と判定されたが、精密検査の結果、「要経過観察」と判定された*5 <b>⑤に該当</b>	● 乳がん検診の結果、「要精密検査」と判定された(時期の指定なし) ※時期の指定のない検査指示は、「異常指摘がない」に該当しません。
● 自覚症状があり病院で精密検査を受けた結果、異常が認められたもののがんではない病気で診断された <b>④に該当</b>	● 自覚症状があり病院で精密検査を受けた結果、子宮頸がんと診断された

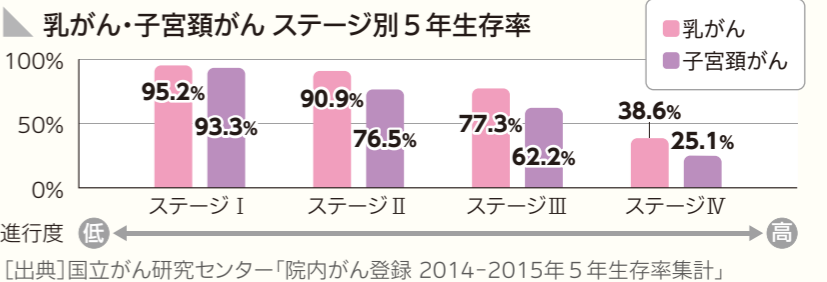
子宮頸部中等度異形成・乳腺症等

\*5 異常指摘があった検診と同一の検診対象期間中に再検査・精密検査を受けた場合、検診対象期間満了後に再検査・精密検査を受けた場合の取扱いについては、12ページの「Q&A」をご参照ください。

乳がん・子宮頸がんに関する気になるデータ

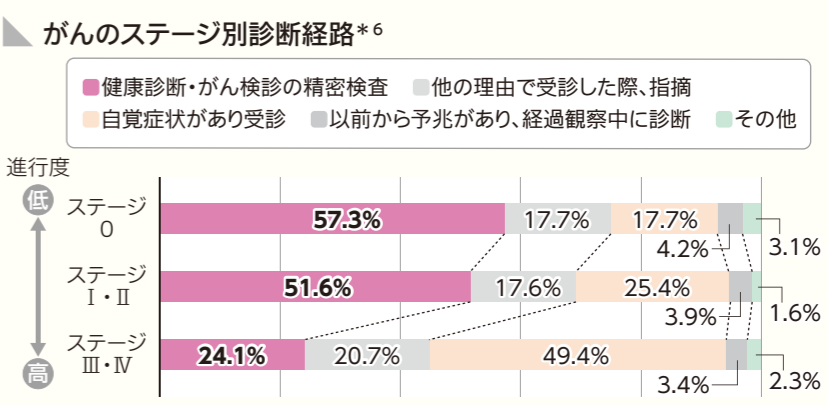
進行度(ステージ)の低いがんほど、生存率が高くなっています。

**早期発見と早期治療が重要です。**



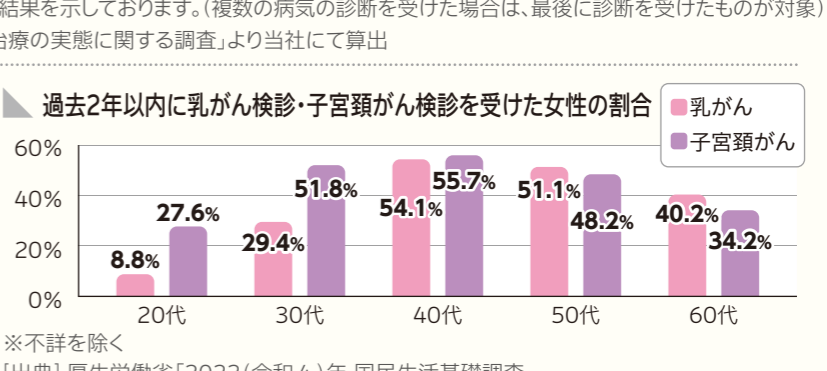
早期段階のがんは、自覚症状がないことが多いです。

**早期発見には定期的ながん検診が重要です。**



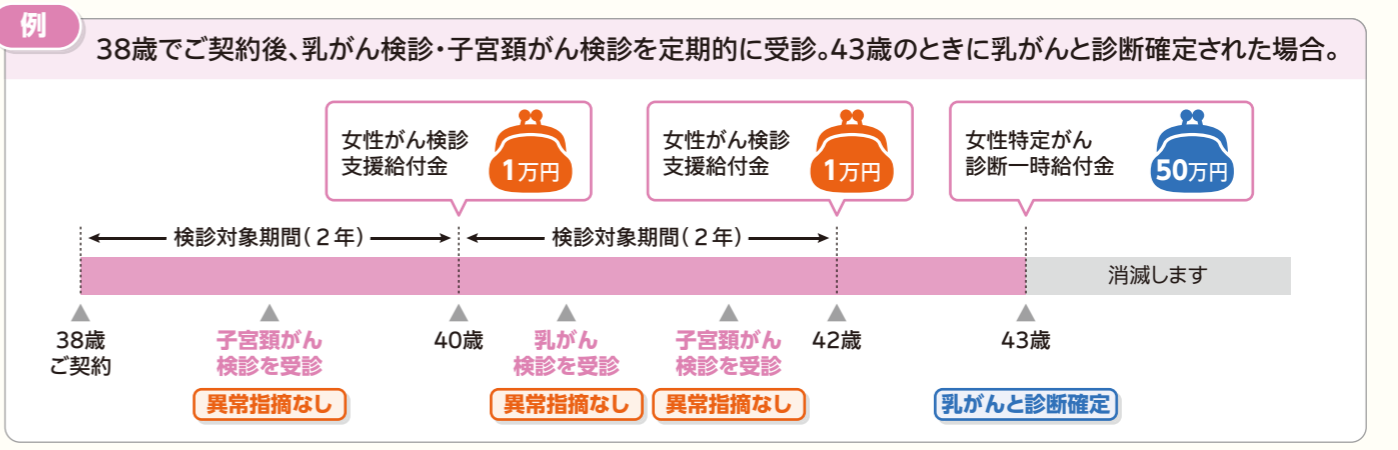
乳がん検診・子宮頸がん検診の受診率は、多くの年代で約半数程度にとどまっています。

**2年に1回の検診の受診が推奨されています。\*7**



\*7 厚生労働省の定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、2年に1回の検診の受診が推奨されています。(2025年11月現在)

給付金のお受取事例(イメージ図)



⚠️ 同一の検診対象期間中に複数回の検診(例:乳がん検診1回と子宮頸がん検診1回)を受診しても、女性がん検診支援給付金は各検診対象期間につき1回のお支払いとなります。  
● 女性特定がん診断一時給付金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

女性がん検診支援給付金のご請求等については、12ページ「Q&A」をご参照ください。

3 **がん先進医療特約** 標準プラン 保障充実プラン で選べる特約

がんの先進医療による療養に備える 契約年齢:0~85歳 保険期間:終身

**がん先進医療**  
がん先進医療給付金

● がんを原因として、**所定の先進医療による療養**を受けられたときに先進医療にかかる技術料と同額を受取れます

支払限度 **通算2,000万円**

給付金の支払事由やお支払いできない場合、特約の更新等の詳細については、当冊子の「検討に際しご留意いただきたい点」および「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご確認ください。

**先進医療にかかる費用例(2025年9月現在)**

重粒子線治療	約 <b>314</b> 万円
陽子線治療	約 <b>267</b> 万円

[出典]厚生労働省「【先進医療A】令和6年6月30日時点における先進医療に係る費用令和6年度実績報告(令和5年7月1日~令和6年6月30日)」(第138回先進医療会議資料)より当社にて算出  
※重粒子線治療や陽子線治療等の先進医療については、対象となる医療行為や医療機関等に制限があります。また、重粒子線治療や陽子線治療は、治療する部位によって公的医療保険適用の対象となるものがあります。詳しくは厚生労働省のホームページ等をご確認ください。

4 **がん特定自費診療特約** 標準プラン 保障充実プラン で選べる特約 **NEW**

がんの自由診療等による療養に備える 契約年齢:0~85歳 保険期間:5年(90歳まで更新)

**がん自由診療**  
がん自由診療等給付金

**がん患者申出療養**  
がん患者申出療養給付金

● がんを原因として、**所定の自由診療・評価療養(先進医療を除く)による療養**や**所定の患者申出療養による療養**を受けられたときに受取れます

高額になり得る **がんの自由診療等の費用をサポート**

**がん自由診療等給付金は5年ごと\*1に通算1億円まで保障** **1療養あたりの限度額も1億円!**

支払限度 **がん自由診療等給付金 通算1億円**  
**がん患者申出療養給付金 通算2,000万円**

左記の限度額は、この特約の保険期間(5年\*1)で通算します。特約が更新された場合、更新前後では通算せず、次の保険期間で新たに通算します。

\*1 更新後は5年未満となる場合があります。

★ **がん診療連携拠点病院等**

療養を受けられた時点で、次のいずれかに該当する、厚生労働大臣による指定もしくは承認を受けている病院等、または公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められている施設をいいます。

- 都道府県がん診療連携拠点病院 ● 地域がん診療連携拠点病院 ● 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 特定領域がん診療連携拠点病院 ● 地域がん診療病院 ● 小児がん拠点病院 ● 小児がん中央機関 ● 特定機能病院
- がんゲノム医療中核拠点病院 ● がんゲノム医療拠点病院 ● がんゲノム医療連携病院\*6 ● 日本臨床腫瘍学会認定研修施設

\*6 がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院による指定を受けている病院をいいます。  
※上記に該当する病院等については、厚生労働省または日本臨床腫瘍学会のホームページをご確認ください。

● 次のいずれかの事由に該当されたときに給付金を受取れます **上皮内がんも保障**

給付金名称	支払事由の概要	支払額
がん自由診療等給付金	がんで <b>所定のがん自由診療*2による療養</b> を、 <b>がん診療連携拠点病院等★</b> において受けられたとき	次の①②の合計額と同額*3 <b>詳細P.14</b> ① <b>所定のがん自由診療による療養に対する費用</b> <b>例 未承認薬による抗がん剤治療にかかる費用等</b> ②上記①の療養と <b>一連の療養*4として受けられた、がんの治療のための療養に対する費用*5</b> <b>例 自由診療の受療により全額自己負担となる入院・通院にかかる費用等</b>
がん患者申出療養給付金	がんで <b>所定の評価療養(先進医療を除く)による療養</b> を受けられたとき	評価療養にかかる技術料と同額
がん患者申出療養給付金	がんで <b>所定の患者申出療養による療養</b> を受けられたとき	患者申出療養にかかる技術料と同額

\*2 療養を受けられた時点で、がんに対する治療効果(腫瘍縮小効果等)が医学的に認められた療養で、公的医療保険制度において保険給付がなされるべき療養(評価療養および患者申出療養を含む)以外の療養であることを要します。  
例えば、以下の治療等は、支払事由の対象となる「がん自由診療」には該当しません。

- 乳房等の形成再建手術 ● 妊孕性温存療法 ● がん遺伝子パネル検査やPET検査等のがんの検査
- がんに伴う合併症・後遺症の治療 等

\*3 「差額ベッド代」や「がん遺伝子パネル検査」に対する費用等、がん自由診療等給付金の支払対象とならない費用があります。  
\*4 療養開始にあたっての医師による療養計画にもとづくものをいい、療養開始後に新たに行われることとなった療養は含まれません。  
\*5 所定の食事療養・生活療養のための費用を含みます。

**がんの自由診療について**

▶ **がんに罹患した方が受けた治療**  
がん罹患した方の多くは3大治療(手術・放射線治療・化学(薬物)療法\*7)を受けられます。そのうち、約9.2%の方は**費用が全額自己負担となり高額になることもある自由診療によるがんの治療を受けられています。**

**がんの3大治療を受けた方の割合(複数回答)**

手術	放射線治療	化学(薬物)療法
約 <b>84.4%</b>	約 <b>32.1%</b>	約 <b>58.6%</b>

▶ **うち、がんの自由診療\*8を受けた方の割合**

約**9.2%**

\*7 抗がん剤・ホルモン剤治療 \*8 遺伝子パネル検査等の治療以外の検査やサプリメント療法・複合ハーブ療法等の代替医療等を除いて計算  
[出典]当社調べ「2025年度がんに関するインターネットアンケート調査」をもとに算出

**注目** 自己負担が高額になる未承認薬等の例(2025年11月現在)

**未承認薬・適応外薬の例** ※未承認薬・適応外薬を使用する場合、医療費は全額自己負担となります。

■未承認薬			■適応外薬		
薬剤名	がんの種類	1カ月あたりの薬剤費	薬剤名	がんの種類	1カ月あたりの薬剤費
プレクスカブタジェン アウトルーセル	血液	約 <b>7,761</b> 万円	ニボルマブ	肺・肝臓・大腸等	約 <b>62</b> 万円
マイトマイシン	泌尿器	約 <b>1,645</b> 万円	ペムプロリスマブ	胃・皮膚等	約 <b>57</b> 万円

※1サイクル28日を1カ月として計算  
[出典]国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト」(2025/3/31時点のデータ)

**抗がん剤以外の治療例** ※医療費は全額自己負担となります。

- **ホウ素中性子捕捉療法(BNCT)** 約**400~500**万円
- **凍結療法** 約**60~100**万円

がん組織にホウ素化合物を蓄積させ、そこに中性子を照射することで、がん細胞を死滅させる治療法。  
がん細胞を凍結させて死滅させる治療法。主にがんが小さく手術が難しい場合に用いられます。

[監修]さわだクリニック院長 医学博士 澤田樹佳(2025年11月)  
※抗がん剤治療以外の各種治療法に記載の金額は治療費を記載しています。  
※医療機関により費用や治療内容が異なります。  
※治療内容等によって、公的医療保険の保険給付の対象や先進医療・患者申出療養等の対象となる場合があります。

**患者申出療養について**

患者申出療養にかかる費用例(2025年11月現在)

技術名	適応症	1件あたりの費用
マルチプレックス遺伝子パネル検査による遺伝子プロファイリングに基づく分子標的治療	根治切除が不可能な進行固形がん	約 <b>23.3</b> 万円

[出典]厚生労働省「令和6年(令和5年7月1日~令和6年6月30日)の患者申出療養の費用」

⚠ **がん先進医療給付金、がん自由診療等給付金、がん患者申出療養給付金のお支払いは、責任開始日から90日経過後にがんと診断確定された場合に限りです。(責任開始時前にごんと診断確定されていないことを要します。)**

**「自由診療」や「公的医療保険制度」における「評価療養」「先進医療」「患者申出療養」については、13ページ「Q&A」をご参照ください。**

がん保険  
女性がん早期発見  
がん先進医療特約  
がん特定自費診療特約  
Q&A  
保険料例  
1冊目  
サービス



給付金の支払事由やお支払いできない場合等の詳細については、当冊子の「検討に際しご留意いただきたい点」および「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご確認ください。

標準プラン 保障充実プラン で選べる特約

**Q** がんに対する保障はいつから始まりますか？

**A** がんに対する保障については、責任開始日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。

■がんに対する保障のイメージ

被保険者が責任開始時前にかんと診断確定されていた場合や不担保期間中にかんと診断確定された場合には、ご契約は無効となり、給付金のお支払い等はできません。

**Q** 高額療養費制度について教えてください

**A** 1カ月間に一定額以上の自己負担金が発生した場合に、高額療養費として支給を受けることができる制度です。自己負担の限度額は、年齢・所得により異なります。詳細は厚生労働省等のホームページをご確認ください。

**Q** 初めてがんと診断された場合の給付事例を教えてください

**A** 例えば、40歳女性が初めてがんと診断され、以下のような治療を受けた場合のプラン別の給付金のお受取額は次のとおりです。

**例**

- 乳がん検診がきっかけで、初めて乳がんと診断される。
- 入院し手術を受けた後、放射線治療を受ける。
- その後、肺への転移が発見され、抗がん剤治療を受ける。

■治療内容と給付金のお受取額

【お手頃プラン】がん一時給付金額：100万円  
【標準プラン・保障充実プラン】がん一時給付金額：100万円・がん治療給付金額：月額10万円

治療	診断確定	入院	通院	通院	お手頃プラン	標準プラン	保障充実プラン	
治療 1カ月目	乳がん検診で「要精密検査」と判定され、精密検査を受けた結果、初めて乳がんと診断される	—	—	—	がん一時給付金 100万円 ご契約の消滅	がん一時給付金 100万円 + 保険料の払込みの免除	がん一時給付金 100万円 + 保険料の払込みの免除	
治療 2カ月目	がんの治療のため7日間入院し、乳房部分切除術(手術)を受ける	—	—	—	—	がん治療給付金 10万円 (月額10万円×1カ月)	がん治療給付金 10万円 (月額10万円×1カ月)	
治療 3カ月目～4カ月目	再発予防のため放射線治療を2カ月間受ける	—	—	—	—	がん治療給付金 20万円 (月額10万円×2カ月)	がん治療給付金 20万円 (月額10万円×2カ月)	
治療 5カ月目～16カ月目	定期的に検査を受けていたところ、肺への転移が発見されたため、抗がん剤治療を12カ月間受ける	—	—	—	—	がん治療給付金 120万円 (月額10万円×12カ月)	がん治療給付金 120万円 (月額10万円×12カ月)	
					何度でも受取れます! (1年に1回)		がん一時給付金 100万円	
					総受取額	100万円	250万円	350万円

\*1「入院」は、同一月内に入院日と退院日があるものとします。 \*2「通院」は、毎月1回以上の治療のための通院をしているものとします。  
※記載の各種治療は、公的医療保険制度の保険給付の対象であるものとします。  
※記載の受取額は「はなさくがん保険」の給付事例であり、治療時の費用ではありません。

[監修・原稿作成] 江戸川病院 腫瘍血液内科 医師 西川 慶

**Q** 女性がん早期発見サポート特約の女性がん検診支援給付金の支払対象となる乳がん検診・子宮頸がん検診を教えてください

**A** 例えば、次のような検診・検査が対象となります。

- ・ 病院、診療所または助産所で受けた検診・検査
- ・ 検診専門施設(人間ドック専門施設、自治体の保健センター、保健所等)で受けた検診
- ・ 市区町村等の自治体・勤務先・健康保険組合等の団体が実施した集団検診

■検診・検査方法の具体例

乳がん検診・検査	● X線検査(マンモグラフィ) ● 超音波検査(エコー検査) ● 生検(組織診) ● PET検査 ● MRI
子宮頸がん検診・検査	● 細胞診 ● HPV検査 ● 生検(組織診)

**Q** 乳がん検診を受診し「要再検査」と判定されましたが、再検査の結果、「異常指摘なし」と判定されました。この場合、女性がん検診支援給付金の支払対象となりますか？

**A** 「要再検査」と判定された場合でも、その検診対象期間中に再検査を受診し「異常指摘なし」と判定された場合は、支払対象となります。また、検診対象期間満了後に再検査を受診した場合でも、異常指摘を受けた検診日から180日以内に再検査を受診し、「異常指摘なし」と判定された場合は支払対象となります。

**例**

以下のとおり検診を受診されたケース  
 検診対象期間(A)：検査①を受けた検診対象期間中に再検査①を受診し「異常指摘なし」と判定  
 検診対象期間(B)：検査②を受けた検診対象期間満了後、検査②から180日以内に再検査②を受診し「異常指摘なし」と判定

※ 検診対象期間満了後の再検査について、直前の検診対象期間の給付金として支払対象となった場合は、再検査を受診した検診対象期間に受診した検診とはみなしません。

**Q** 乳がん検診を受診し「異常指摘なし」と判定されましたが、女性がん検診支援給付金はいつ受取れますか？

**A** 2年ごとの検診対象期間満了後に、契約者からご請求いただくことによりお受けいただけます。(受取人：契約者)

女性がん検診支援給付金は、検診対象期間中に被保険者が受診された検診結果が異常指摘なしに該当し、かつ、その検診対象期間満了日の翌日\*に被保険者が生存している場合にお支払いの対象となります。

女性がん検診支援給付金は、当社よりご案内の方法(書類のご提出やWeb上のお手続き等)により、検診対象期間満了後にご請求いただけます。受診された検診結果についてはご請求時にお伺いしますので、大切に保管してください。

\* 最終の検診対象期間の場合、最終の検診対象期間満了時(この特約の保険期間満了時)となります。

がん保険  
女性がん早期発見サポート特約  
がん先進医療特約  
がん特定自費診療特約  
Q&A  
保険料例  
ご質問先  
サービス



Q

評価療養・先進医療・患者申出療養・自由診療について教えてください

A

それぞれの治療(療養)の概要は次のとおりです。

種類	概要	保険診療との併用
評価療養	将来的に公的医療保険の保険給付の対象とすべきものであるか否かについて「評価」が行われる療養のことをいいます。保険診療との併用が認められていますが、 <b>評価療養にかかる費用は全額自己負担</b> となります。 例 医薬品の治験にかかるものや保険適用前の医療機器の使用等	○
先進医療	評価療養のうち、大学病院等で研究・開発された新しい治療等として認められた療養のことをいいます。保険診療との併用が認められていますが、 <b>先進医療にかかる費用は全額自己負担</b> となります。 例 がん治療に活用される重粒子線治療や陽子線治療等	
患者申出療養	評価療養に該当しない、公的医療保険の保険給付の対象とならない診療(保険外診療)について、患者自らが申出て承認を受けることにより、保険診療との併用が可能になる療養のことをいいます。保険診療との併用が認められていますが、 <b>患者申出療養にかかる費用は全額自己負担</b> となります。 例 がんに対する「遺伝子パネル検査結果等に基づく分子標的治療」等	○
自由診療	公的医療保険の保険給付の対象とならない診療(保険外診療)のことをいい、 <b>自由診療にかかる費用は全額自己負担</b> となります。評価療養・患者申出療養等の例外的な制度を除き、 <b>保険診療との併用が認められていないため、併用した場合、本来であれば1~3割の負担である診察や入院費等の保険適用部分もあわせて全額自己負担</b> となります。 例 未承認薬の使用や最先端の医療の受療等	×

■ がん治療における医療費の自己負担額

	公的医療保険の保険給付の対象となる治療	評価療養		患者申出療養	自由診療
		先進医療	先進医療以外の評価療養		
保険診療の対象となる診察・入院等の費用	3割負担*	3割負担*	3割負担*	3割負担*	全額自己負担
治療(療養)そのものにかかる費用		全額自己負担	全額自己負担	全額自己負担	

がん先進医療特約の保障対象

がん特定自費診療特約の保障対象

\*年齢や所得によって異なります。また、高額療養費制度の対象となります。  
※2025年11月現在。詳細は、厚生労働省等のホームページをご確認ください。

Q

がん自由診療によるがん自由診療等給付金の支払対象となる費用を教えてください

A

支払対象となる費用は次の①②です。

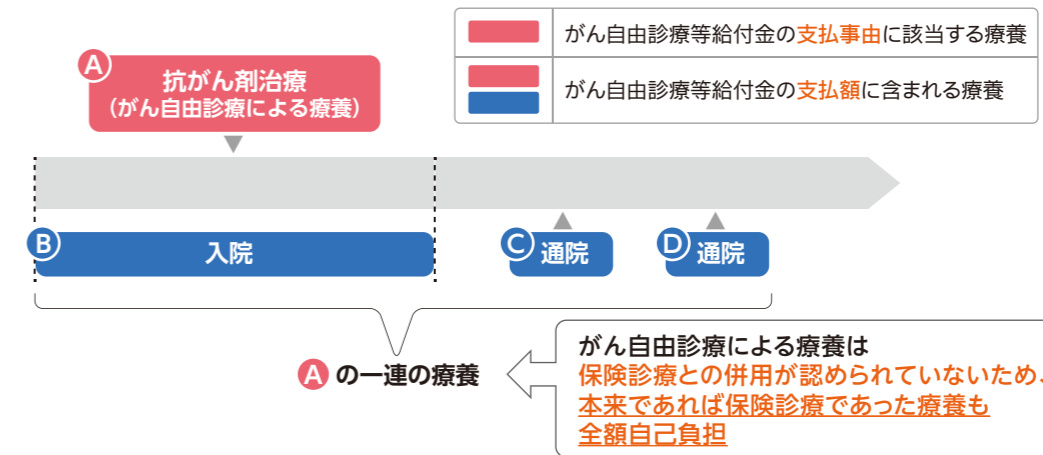
- ① 所定のがん自由診療による療養に対する費用
- ② ①の療養と一連の療養として受けられた、がんの治療のための療養に対する費用

- 入院・通院・診察・検査・投薬にかかる費用
- 所定の食事療養・生活療養のための費用

例

がんで入院し、その入院中に未承認薬による抗がん剤治療(がん自由診療による療養)を受け、退院後に複数回通院されたケース

- がん自由診療等給付金の支払事由に該当するのは、がん自由診療による療養「A抗がん剤治療」を受けたときです。
- がん自由診療等給付金の支払額には、支払事由に該当する「A抗がん剤治療」に対する費用に加え、「A抗がん剤治療」に伴い自費診療となる「Aの一連の療養(B入院、C通院、D通院)」に対する費用も含まれます。



がん自由診療によるがん自由診療等給付金は、  
がん自由診療による療養に対する費用に加え、  
入院や通院等の一連の療養に対する費用も支払対象!

※がん自由診療等給付金の支払対象となる一連の療養とは、療養開始にあたっての医師による療養計画にもとづくものをいい、療養開始後に新たに行われることとなった療養は含まれません。

⚠ 以下の費用はがん自由診療等給付金の支払対象に含まれません。

- ・公的医療保険制度において保険給付がなされる療養に対する費用
- ・評価療養または患者申出療養として行われる療養に対する費用
- ・公的医療保険制度における選定療養のうち、特別の療養の環境の提供に関する費用(差額ベッド代等)に相当する費用
- ・妊孕性温存療法(将来の妊娠の可能性を残すために、がんの治療を行う前に卵子や精子、受精卵、卵巣組織の凍結保存を行う療養)に対する費用
- ・がん遺伝子パネル検査に対する費用
- ・セカンドオピニオンを取得するための費用
- ・日常生活上のサービスにかかる費用(パジャマ・タオルのレンタル代、テレビ代等)および文書の発行にかかる費用(診断書代等)

# 保険料例

月払  
保険料(円)

●保険期間・保険料払込期間：終身 ※女性がん早期発見サポート特約\*1は80歳まで  
●主契約：【がん一時給付金額】100万円・【がん治療給付金額\*2】月額10万円  
●女性がん早期発見サポート特約\*1：【女性特定がん診断一時給付金】50万円・【女性がん検診支援給付金】1万円  
\*1 保障充実プランのみ \*2 標準プラン・保障充実プランのみ

男性			契約年齢(歳)	女性		
お手頃プラン	標準プラン	保障充実プラン		お手頃プラン	標準プラン	保障充実プラン
540	870	1,260	0	600	960	1,530
550	900	1,300	1	610	990	1,580
560	920	1,330	2	630	1,020	1,620
570	940	1,360	3	640	1,050	1,670
580	960	1,390	4	650	1,070	1,720
590	990	1,440	5	670	1,120	1,780
600	1,010	1,480	6	680	1,150	1,840
610	1,040	1,520	7	690	1,180	1,900
620	1,070	1,570	8	710	1,220	1,970
640	1,100	1,630	9	730	1,260	2,030
660	1,150	1,700	10	750	1,300	2,100
680	1,190	1,760	11	760	1,340	2,170
700	1,240	1,830	12	780	1,390	2,260
710	1,270	1,890	13	810	1,440	2,340
730	1,310	1,960	14	830	1,490	2,430
750	1,360	2,030	15	850	1,550	2,530
770	1,410	2,120	16	870	1,600	2,620
790	1,460	2,190	17	900	1,660	2,720
810	1,510	2,280	18	920	1,720	2,830
840	1,570	2,370	19	950	1,790	2,940
860	1,640	2,490	20	980	1,860	3,070
880	1,670	2,540	21	1,010	1,920	3,170
910	1,720	2,630	22	1,050	2,000	3,300
930	1,780	2,730	23	1,090	2,070	3,410
960	1,830	2,820	24	1,120	2,140	3,540
990	1,880	2,920	25	1,160	2,230	3,690
1,020	1,950	3,030	26	1,200	2,300	3,820
1,050	2,000	3,130	27	1,250	2,400	3,970
1,080	2,070	3,260	28	1,290	2,490	4,130
1,110	2,130	3,380	29	1,340	2,570	4,270
1,150	2,210	3,510	30	1,380	2,660	4,430
1,190	2,280	3,630	31	1,430	2,750	4,600
1,230	2,370	3,770	32	1,470	2,830	4,750
1,270	2,450	3,910	33	1,520	2,920	4,930
1,320	2,550	4,080	34	1,550	2,980	5,040
1,370	2,650	4,240	35	1,580	3,050	5,180
1,420	2,740	4,390	36	1,610	3,120	5,300
1,470	2,840	4,580	37	1,650	3,190	5,430
1,530	2,970	4,780	38	1,680	3,260	5,570
1,590	3,090	4,990	39	1,710	3,320	5,690
1,650	3,210	5,200	40	1,740	3,390	5,830
1,720	3,340	5,420	41	1,770	3,450	5,910
1,790	3,460	5,630	42	1,790	3,520	6,020
1,870	3,610	5,880	43	1,820	3,600	6,120
1,950	3,750	6,130	44	1,840	3,660	6,210
2,040	3,910	6,400	45	1,870	3,740	6,320
2,130	4,080	6,690	46	1,890	3,800	6,400
2,230	4,280	7,010	47	1,910	3,860	6,490
2,330	4,460	7,320	48	1,940	3,930	6,570
2,440	4,680	7,680	49	1,960	3,990	6,650
2,550	4,890	8,040	50	1,980	4,030	6,710
2,660	5,150	8,460	51	2,020	4,140	6,880
2,770	5,420	8,890	52	2,060	4,250	7,050
2,890	5,710	9,350	53	2,100	4,350	7,200
3,010	6,010	9,850	54	2,140	4,460	7,370
3,140	6,330	10,360	55	2,190	4,580	7,550
3,270	6,650	10,870	56	2,240	4,690	7,710
3,410	7,010	11,440	57	2,280	4,810	7,900
3,550	7,360	12,010	58	2,330	4,930	8,080
3,700	7,740	12,600	59	2,380	5,050	8,270
3,850	8,110	13,200	60	2,440	5,180	8,450
3,980	8,500	13,830	61	2,480	5,260	8,580
4,120	8,890	14,440	62	2,520	5,340	8,700
4,260	9,290	15,060	63	2,560	5,410	8,810
4,400	9,700	15,700	64	2,600	5,490	8,920
4,540	10,120	16,340	65	2,640	5,570	9,050
4,680	10,530	16,990	66	2,680	5,630	9,140
4,830	10,970	17,640	67	2,720	5,690	9,220
4,980	11,410	18,280	68	2,760	5,750	9,300
5,120	11,840	18,910	69	2,800	5,810	9,370
5,270	12,270	19,520	70	2,840	5,860	9,420
5,440	12,740	20,210	71	2,890	5,920	9,480
5,620	13,190	20,860	72	2,930	5,960	9,520
5,800	13,650	21,500	73	2,980	6,000	9,540
5,970	14,080	22,100	74	3,020	6,040	9,560
6,150	14,520	22,670	75	3,070	6,080	9,570
6,320	14,960	23,240	76	3,110	6,100	9,560
6,490	15,380	23,760	77	3,150	6,120	9,540
6,660	15,790	24,260	78	3,200	6,150	9,510
6,820	16,180	24,720	79	3,240	6,160	9,460
6,990	16,580	25,170	80	3,280	6,160	9,380
7,150	16,960	25,590	81	3,320	6,170	9,310
7,310	17,330	26,000	82	3,360	6,170	9,240
7,460	17,700	26,390	83	3,400	6,160	9,120
7,610	18,060	26,760	84	3,440	6,170	9,040
7,740	18,400	27,140	85	3,470	6,170	8,960

# 検討に際しご留意いただきたい点

- 当冊子は保険商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご確認ください。
- 医療費等の費用は、各自治体の助成制度等により軽減される場合があります。お住まいの地域等によって制度が異なりますので、詳しくは各都道府県・市区町村等にご確認ください。
- 当冊子に記載のデータについては、あくまでも出典元からの引用によるものであり、当社の保険商品の支払事由とは異なります。
- 当冊子に記載の公的制度については、2025年11月現在の関係法令にもとづき記載しており、今後変更される場合もあります。

## がん保険(無解約払戻金型)【主契約】について

- がん一時給付金、がん治療給付金のお支払いや、がんによる保険料の払込みの免除は、責任開始日から90日経過後に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合に限りです。なお、責任開始時前または責任開始日から90日以内に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合、ご契約は無効となります。
- 保険契約の型がI型の場合、がん一時給付金をお支払いしたときには、がん一時給付金の支払事由に該当した時から、ご契約は消滅します。

## 女性がん早期発見サポート特約について

- 女性特定がん診断一時給付金は、責任開始時以後に初めて女性特定がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき(責任開始時前に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていないことを要します。)にお支払いします。ただし、責任開始日から90日経過後に女性特定がん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合に限りです。なお、責任開始時前または責任開始日から90日以内に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合、女性がん早期発見サポート特約は無効となります。
- 女性特定がん診断一時給付金をお支払いした場合には、女性特定がん診断一時給付金の支払事由に該当した時から、女性がん早期発見サポート特約は消滅します。
- 同一の被保険者において、女性がん早期発見サポート特約を重複して付加することはできません。

## がん先進医療特約について

- がん先進医療給付金は、責任開始時以後に診断確定された所定のがん(上皮内がんを含む)を原因として、先進医療による療養を受けられたとき(責任開始時前に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていないことを要します。)にお支払いします。ただし、責任開始日から90日経過後に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合に限りです。なお、責任開始時前または責任開始日から90日以内に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合、がん先進医療特約は無効となります。
- 療養を受けられた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。
- 先進医療に該当する技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状等)が定められており、医療行為、医療機関および適応症等によっては、がん先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。
- がん先進医療給付金を支払限度までお支払いした場合には、がん先進医療特約は消滅します。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のある当社の特約を重複して付加することはできません。

## がん特定自費診療特約について

- がん自由診療等給付金およびがん患者申出療養給付金は、責任開始時以後に診断確定された所定のがん(上皮内がんを含む)を原因として、がん自由診療、評価療養または患者申出療

- 養による療養を受けられたとき(責任開始時前に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていないことを要します。)にお支払いします。ただし、責任開始日から90日経過後に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合に限りです。なお、責任開始時前または責任開始日から90日以内に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合、がん特定自費診療特約は無効となります。
- がん自由診療によるがん自由診療等給付金についてお支払いする金額のうち、未承認薬(承認を受けた医薬品の適応外使用は含みません。)にかかる費用は、販売単価と使用量に応じて計算した金額の2.5倍を上限とします。
- 評価療養によるがん自由診療等給付金またはがん患者申出療養給付金は、療養を受けられた時点で評価療養または患者申出療養に該当しない場合はお支払いの対象になりません。
- がん自由診療等給付金およびがん患者申出療養給付金をいずれも支払限度までお支払いした場合には、がん特定自費診療特約は消滅します。(この場合、以後の特約の更新の取扱いはありません。)
- 同一の被保険者において、がん自由診療等給付金および患者申出療養給付のある当社の特約を重複して付加することはできません。
- 特約の保険期間満了日の1カ月前までに保障を継続しない旨の申出がない限り、被保険者の健康状態にかかわらず、特約の保険期間満了日の翌日に自動的に更新します。(更新後を含め、特約の保険期間は90歳満了を上限とします。)
- 更新後の特約の保険期間は5年です。ただし、保険期間を5年で更新すると、更新後の特約の保険期間満了日における被保険者の年齢が90歳を超える場合は90歳満了に保険期間を短縮し、また、更新後の特約の保険期間中に主契約の保険料払込期間満了日が到来する場合は主契約の保険料払込期間満了日まで保険期間を短縮して更新します。
- 更新後の特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢、保険料率により計算します。同一の保障内容で更新する場合でも、更新後の保険料は変更となる場合があります。
- 更新後の特約には、更新日の約款を適用します。
- 更新時に特約の付加を取扱っていない場合には、特約は更新されません。この場合、更新の取扱いに準じて当社が定める他の特約に変更されることがあります。

## 解約払戻金について

- 主契約については、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。主契約の保険料払込期間が有期の場合は、保険料払込期間満了後に主契約のがん一時給付金額の10%の解約払戻金があります。
- 特約については、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

## 契約者配当金について

- この商品に、契約者配当金はありません。

## その他の注意事項について

- 同一の保障内容であっても、保険料払込期間の長い契約に比べ短い契約の方が、保険料の払込総額が高くなる場合がありますので、検討の際は十分ご確認ください。
- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は毎年の年単位の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間等の満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間等は被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。
- 被保険者が死亡された場合、主契約・特約ともに消滅し、保障はなくなります。また、この商品に死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡されたときに解約払戻金がある場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金があります。
- 契約貸付制度、保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い(消滅した保険契約を元に戻す取扱い)はありません。
- ご契約後に、給付金額の増額、特約の途中付加、ご契約時に選択した型の変更をすることはできません。
- 募集代理店や申込方法(Webによる申込み等)によっては取扱いできる特約、契約年齢、給付金額等が異なる場合があります。

**相談無料** オンライン医療相談サービス **AskDoctors** 【サービス提供会社】エムスリー(株)

## ご自身やご家族の健康に対する不安・悩みを、24時間365日、医師にオンラインで無料相談できます!

【利用できる方】契約者さま

**例えば…** こんなときにご利用いただけます!

- 病院に行くべきか迷ったとき
- 子どもの病気が心配なとき
- 受診する診療科を迷うとき
- 他の医師の意見も聞きたいとき

深夜・休日問わず、スマートフォン等から予約不要で医師に無料で相談できます!\*

最短5分で相談に回答! 平均5人の医師から回答!

さらに! 気になる症状・悩みについて、過去の300万件以上の相談事例を無料で検索・閲覧できます!

【ご相談イメージ】

相談者: 夜中に急に胸が苦しくなりました。今はもう落ち着いているのですが、救急外来に行った方がよいですか?

5分後

医師A: 症状が落ち着いているのであれば、様子を見てよいと思います。

10分後

医師B: めまいや冷や汗等の症状があれば、救急外来を受診してください。落ち着いていれば、様子を見て、循環器内科を受診してください。

\*1 医師への相談は、テキスト形式でのご相談となり、月3回まで利用できます。  
 ※ご利用にあたっては、マイページ(ご契約成立後に開設されるお客様専用WEBサイト)からの会員登録が必要となります。  
 ※当サービスは医学・医療情報の提供を目的としており、診療行為またはこれに準ずる行為を目的として利用することはできません。また、医師からの回答は治療行為ではありません。

**相談無料** **24時間健康電話相談サービス** 【サービス提供会社】(株)ライフケアパートナーズ

## 健康に対する不安を、24時間365日、専門家\*2に電話で無料相談できます!

【利用できる方】契約者さまとご家族\*3

**相談無料** **24時間女性健康相談ダイヤル** 【サービス提供会社】(株)ライフケアパートナーズ

## 女性特有の病気や症状に対する不安を、24時間365日、女性専門家\*2に電話で無料相談できます!

【利用できる方】契約者さまとご家族\*3 **女性限定**

\*2 看護師・保健師、医師\*4、管理栄養士\*4  
 \*3 サービスを利用できるご家族の範囲は、配偶者さまと2親等以内の親族とします。24時間女性健康相談ダイヤルは、女性からのご相談に限りです。  
 \*4 医師・管理栄養士へのご相談は予約制となります。なお、ご相談いただけるお時間は、15分程度となります。

**優待予約** **人間ドック・健診予約サービス** 【サービス提供会社】マーン(株)

## 全国1,200以上の医療機関を比較検討してWEBで予約できます!

【利用できる方】被保険者さま、契約者さまとご家族\*5

\*5 サービスを利用できるご家族の範囲は、配偶者さまと2親等以内の親族とします。  
 ※人間ドック・健診の受診にかかわる費用等は、すべて利用者ご本人にご負担いただきます。  
 ※地域や内容によってはご希望に沿えない場合があります。

**紹介無料** **セカンドオピニオン 受診費用無料** **ベストドクターズ®・サービス** 【サービス提供会社】(株)法研

## セカンドオピニオンの取得や治療に適した優秀な専門医を無料でご紹介します!

【利用できる方】被保険者さま

①セカンドオピニオンの取得に適した専門医  
 より納得した治療を受けるために、病名や症状にあわせて、セカンドオピニオンの取得に適した優秀な専門医を無料でご紹介いたします!さらに、セカンドオピニオンの受診費用も無料です!

②治療に適した専門医  
 治療が必要となった場合、ご自身で優秀な専門医を探すのは大変です。そんなとき、実際に治療をしてもらえる優秀な専門医を無料でご紹介いたします!

**例えば…** 治療方法について名医に相談したい **例えば…** 信頼できる名医に治療してほしい

今の病院で大腸がんと診断されたが、人工肛門にするしかないと言われた。でも、肛門を温存する治療方法がないか、他に詳しい「名医」の意見も聞くことはできないかな? 精密検査の結果、胃がんが判明。命にかかわる病気だから、「名医」に治療してもらいたいけど、インターネットで検索してもよくわからない。「名医」を見つけるにはどうしたらいいんだろう?

以下に病名と診断確定されたときに利用できます

- 広義のがん\*6 ●心臓疾患\*7 ●脳卒中\*7 ●肝臓病\*7
- 眼科疾患\*7 ●整形外科疾患\*7 ●婦人科疾患(不妊治療は除く)\*7

\*6 良性脳腫瘍を含む \*7 原則、手術を必要とするもの  
 その他、いわゆる難病の一部等もご利用いただける場合があります。  
 ※上記の対象疾患は変更されることがあります。

電話でご連絡 いただいでから 原則 **8日以内** にご紹介!

**優秀な専門医とは“医師が推薦する名医”**

多数の医師に対し、「もしあなたやあなたの家族が、あなたの専門分野の病気にかかった場合、どの医師に治療をお願いしますか?」とアンケートを実施し、一定以上の評価を得た優秀な医師(日本では「Best Doctors in Japan™」として現在約**7,100名**\*8(日本の医師の約**2.0%**\*9))のみを選出!(2024年7月現在)

\*8 複数の診療科で選出された医師はそれぞれの診療科で1名として算出  
 \*9 日本の医師数は約34.3万名 厚生労働省「令和4(2022)年 医師・歯科医師・薬剤師統計の概況」

※セカンドオピニオン受診費用とは相談料と診断料をいい、一旦利用者が医療機関にお支払いされた金額を、後日、(株)法研が利用者にお支払いいたします。  
 ※セカンドオピニオン受診費用以外の費用(治療費、紹介状作成費用、宿泊費、検査費等)は、すべて利用者ご本人にご負担いただきます。  
 ※ベストドクターズ・サービスの対象となる疾患や診断確定の基準等は、はなさく生命の提供する商品とは異なります。  
 ※地域や内容によってはご希望に沿えない場合があります。  
 ※ご紹介の日数は医師情報をご紹介するまでの日数です。紹介後、受診の予約をお客さまご自身でお取りいただけます。  
 ※ご紹介する優秀な専門医とは学会等が認定する専門医とは異なります。  
 ※Best Doctors®、ベストドクターズおよびBest Doctors in Japanは米国およびその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。Best Doctors, Inc.は、Teladoc Health, Inc. およびTeladoc Health International, S.A.U.の一員です。

＜サービスご利用にあたって＞

- 各サービスは、各サービス提供会社が提供するサービスであり、はなさく生命の提供する保険またはサービスではありません。ご利用に関して生じた損害についてははなさく生命は責任を負いません。
- ご利用の際は、はなさく生命ホームページに掲載しているサービスの詳細および注意事項をご確認ください。
- 各サービスは2026年2月現在のものであり、将来、変更または廃止する場合があります。

各サービスの詳しい内容や利用方法につきましては、はなさく生命ホームページをご覧ください。